

第27回社会福祉審議会(書面開催) ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
1. 高齢福祉関係			
1	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～32(2020)年度)」の進捗状況について	令和2年度の実績について、取組の数値が甘い評価ではないか。実態が見えない。その評価で次期計画が策定されたのであれば、効果は疑問である。 例えば、「避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり」について、全校区でできているのか教えていただきたい。	令和2年度の実績については、今期計画策定後の集計値となっておりますが、対面で行うげんきあっぷ教室、専門職による健康教育・健康相談などがコロナ禍による影響を大きく受けた一方で、日常生活圏域コーディネータの全区配置が実現するなどの結果を得ることもできました。なお、高齢者福祉専門分科会にて各年度の実績報告を行っており、計画策定の際においても、前計画での実績や課題を踏まえ、当該専門分科会の審議を経ています。 今後も引き続き、ICTを活用したオンラインでの事業実施を進めるなど、より効率的・効果的な手法を検討した上で、必要に応じて目標の見直しを行ってまいります。 前期計画の「避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり」の評価項目として掲げた取組は、避難行動要支援者調査事業を示しています。当該事業は、平成24年度から、自治会校区代表者、民生委員児童委員長、校区福祉委員長の三者から賛同を得た校区にて、避難行動要支援者一覧表の配布を順次実施しており、令和2年度に全校区での配布となりました。今後は、災害対策基本法の改正内容を踏まえ、個別避難計画の作成を進めてまいります。
2	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)」の策定について	今期の計画の中で課題である、認知症施策や予防の取組が抽象的である。また、コロナ禍の視点が入っていないのではないかと。	認知症施策・予防に関しては、キャラバンメイト育成、認知症カフェ、コッカラ体操、医療・介護従事者を対象とした認知症対応力向上研修等具体的な取組を実施しています。普及・啓発活動としては、認知症サポーターの養成等を行っています。 今年度もコロナ禍により対面での活動が困難な状況となっておりますが、昨年度に引き続き、民生委員児童委員による見守り活動を実施しました。また、今後の感染状況を見ながら、脳トレプリントを活用した認知症予防活動も予定しています。 市民向けの講習会等につきましては、コロナ禍においても対応できるよう、家族支援アプリの活用やオンライン認知症カフェの実施など、ICTを活用しながら施策を推進します。

第27回社会福祉審議会(書面開催) ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
1. 高齢福祉関係			
3	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)」の策定について	<p>計画の46～47ページで、認知症サポーターの目標人数(KPI)を9万人と設定していることについて、認知症サポーターの人数を増やしていくことは確かに大切である。しかし、同時に認知症の人や家族へのサポートに携わる場の提供、さらなるステップアップのための学びの機会の確保、対応力の向上などとセットで取り組んでいかないと、「認知症施策の推進」につながらないのではないか、と心配している。</p> <p>46ページで「認知症サポーターや認知症キャラバンメイトなど、地域で認知症の方や家族を支える機運、仕組みの醸成を図る」と記載されているが、受講後の活動やさらなる学びの機会の確保(ないし拡充)についてはどのように検討されているのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、認知症サポーターの養成については、養成後の学びの機会の確保、対応力の向上などといったフォローアップとセットで取り組んでいく必要があると認識しています。</p> <p>認知症サポーターのフォローアップについては、キャラバンメイト交流会や社会福祉協議会でのステップアップ講座、各区でのフォローアップ講座等を定期的の実施しています。</p> <p>引き続き、認知症サポーターの学びの機会の確保に努めていきます。</p>
4	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)」の策定について	<p>計画の13ページのグラフについて、介護サービスの利用意向に関する調査によると、「なるべく家族のみで、自宅で介護を受けたい」「介護サービスを使いながら自宅で介護を受けたい」を合わせると、調査結果が53.7%となり、在宅介護希望が増えている結果になっており、介護を受ける側の調査結果としては、当然の結果と考えられる。</p> <p>しかし、上記の調査で「自宅で介護を受けたい」と答えた方の中で、希望どおり自宅で介護を受け続けることができる方がどれだけいるか。今まで家族の介護を担ってきたのは、同居している子どもや近くに住む子どもたちが多かったのではないかと。また、親は「子どもが介護してくれる」、子どもも「親の介護は当たり前」と考える時代に生きてきた方々も少なくないので、これまでの在宅介護は、公的な介護サービスはもちろんのこと、家族の介護支援があって成り立っていたものだと思う。</p> <p>現在は核家族・少子化・女性の社会進出で共働きの家庭が増えるなど、親の介護を子どもに望むのはなかなかハードルが高いのが現状である。今後、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者のさらなる増加や、老々介護の過重負担等、在宅介護生活への課題が山積している。</p> <p>在宅介護を推進する堺市地域包括ケアシステムの方針で、介護する側もされる側も本当に安心・安全・すこやかに暮らし続けられるのか疑問である。</p>	<p>高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者同士の介護等、高齢者に係る課題やニーズは複雑化する中、在宅ケアを実施するにあたっては、家族介護者と医療・介護関係者の双方への支援が重要であると考えています。そのため、家族介護者の精神面・身体面での負担を軽減できるよう、地域における見守りや、緊急通報システムの活用、ICTを活用した支援のあり方の検証、介護者同士の交流会などの取組を進めていきます。</p> <p>また、医療関係者と介護関係者の連携を支援するための相談窓口として、「堺地域医療連携支援センター」を平成29年7月に設置しました。このセンターでは、入院から在宅移行のための退院支援を行い、かかりつけ医や在宅診療医の紹介、訪問看護導入の相談を行うほか、必要に応じて地域包括支援センターとも連携しています。</p> <p>上記取組を通して、介護する側もされる側も安心して暮らし続けられるよう支援していきます。</p>

第27回社会福祉審議会(書面開催) ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
1. 高齢福祉関係			
5	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)～5(2023)年度)」の策定について	<p>計画の13ページのアンケート調査では、「在宅介護以外希望」「わからない」等を含めて、46.3%と約半数近くの方がいることも見過ごせない。</p> <p>介護を受ける本人が安心して入所できる、家族側にとっても安心して預けることのできる介護保険施設等の整備・充実・質の向上・低価格での入所・多様な利用方法など、市民のニーズに柔軟に応えられる介護サービスにさらに力を入れ、SDGsの目標のひとつである「すべての人に健康と福祉」を追求し、「安心して暮らし続けられる都市 堺」をめざしていただきたい。</p>	<p>高齢者やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域やご自宅などで生活しながら介護保険施設等を利用していただけるよう、施設等の整備、質の向上に努めます。</p> <p>また、利用料の負担については、今期の介護保険事業計画に基づく施設整備において、広域型特別養護老人ホームは、ユニット型と比較して利用料の低い従来型(多床室)の応募も可とするなど、市民のニーズに柔軟に応えられる環境整備に取り組んでいます。</p>
6	堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」について	<p>可能な限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく、いきいきと暮らし続けられるまちの実現に向け、市の責務や市民、関係機関の役割を明確にし、連携及び協働して、地域包括ケアシステムを推進する取組を今後もお願いしたい。</p>	<p>高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者同士の介護、認知症高齢者の増加、ダブルケアなど、高齢者に係る課題やニーズは複雑多様化・複合化している中で、本市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域でさまざまな主体が力を合わせ、支え合う社会を構築することをめざし、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を平成30年10月に施行しました。</p> <p>この条例に基づき策定した「地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画(よりそい安心ほっとプラン)」のもと、地域包括ケアシステムの推進に関連する施策の取組について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、より効果的・効率的な施策推進を図っていきます。</p>
7	堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」4. 住まいについて	<p>サービス付き高齢者向け住宅が増加しているが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画やよりそい安心ほっとプランには、「住宅の質」の確保・向上のための立入検査は実施されている様だが、「生活の質」の確保・向上のための取組は実際できないのだろうか。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅への立入調査時には、住宅の調査と同時に介護サービス面の調査を行っています。また、サービス付き高齢者向け住宅の入居者へ介護保険サービスを提供する訪問介護事業所等に対して、定期的に実地指導を行っています。</p> <p>今後も介護サービスの質に対する指導を通じて、生活の質の確保・向上のための取組に努めていきます。</p>

第27回社会福祉審議会（書面開催） ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
2. 障害福祉関係			
1	「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の策定について	基本理念を基にして、障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生・共同のもと、いきいきと輝いて暮らせる社会の実現に向け、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を今後もお願いしたい。	引き続き、基本理念のもと、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を実施していきます。
2	「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の策定について	<p>特に重度な障害児者の「命」を含めた生活を応援していくには、安定した基盤が不可欠である。</p> <p>①地域生活支援拠点は「面的整備済」となっているが、ベルデさかいのような「点」が複数あり、「点」を「線」（ネットワーク）でつなぐことで「面」にすべきであると思うが、いかがか。</p> <p>②地域の相談支援事業所と「障害者基幹相談支援センター」や「総合相談情報センター」がより連携し、高齢家族の心の支えとなるべきだと思うが、いかがか。</p>	<p>①地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもので、本市では、平成29年4月から既存の事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備として取り組んでいます。</p> <p>既存事業を有効に活用するためには、現状と課題の整理やニーズの把握を行い、個々の既存事業の充実だけではなく、必要に応じて各事業を有機的に結び付け、5つの機能が効果的に連携することが大切であると認識しています。</p> <p>今後も、障害者・児が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、基盤整備に取り組めます。</p> <p>②相談支援において、地域の相談支援事業所と障害者基幹相談支援センターとの連携は不可欠です。引き続き、関係機関と連携しながら、障害者やその家族の状況などに応じた支援を行っていきます。</p>
3	「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の策定について	移動支援は、コロナ禍が収束しない限り、利用が厳しいと思われる。推進していく為には、従事者の命をも守る為に報酬を上げるべきと考えるが、国メニューに要望しているか。	<p>移動支援事業は、地域生活支援事業のうちの必須事業です。</p> <p>地域生活支援事業の実施に要する費用に対しては、統合補助金として個別事業の所要額に基づく配分を行わないとされており、法で定められた移動支援事業のように事実上実施が義務付けられている事業については、より安定的にサービスの提供ができるよう、万全の財政措置を講じることを国に要望しています。</p> <p>また、移動支援事業は単独で外出が困難な障害者には必要なサービスであり、今後大きな需要が見込まれると認識しています。平成23年10月に自立支援給付として位置付けられた同行援護と同様、移動支援についても自立支援給付として位置付けられるよう、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において国に要望しています。</p>

第27回社会福祉審議会(書面開催) ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
3. 児童福祉関係			
1	児童自立支援施設整備事業について	児童自立支援施設について、政令市において設置されているのは4市のみのことだが、他の政令市は堺市と同様に、都道府県に委託されているのか、ご教示願いたい。	地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託により、道府県施設に入所措置(委託)しているのは、堺市を含めて11市です。他の5市についても協定等により府県施設に入所措置(委託)しています。
2	児童自立支援施設整備事業について	児童自立支援施設の設置について、現段階で、計画中止のまま、大阪府立修徳学園との協定のもとでの運用となっているが、社会的養護に関する社会資源の少ない堺市において、4カ所の児童養護施設が担う負担は大きく、より専門的で治療的な機能を有することができる児童心理治療施設または児童自立支援施設を設置することは必須だと考えている。 いずれかの新規設置について前向きにご検討いただきたいという要望・意見と、もしそれがかなわないのであれば、設置しない理由を具体的にお示しいただきたい。	令和3年1月に大阪府と事務委託継続に係る合意書を締結し、令和6年4月に大阪府立修徳学院内に堺市定員20名分の寮を新設することで、支援を必要とする子どもたちの受け入れ枠を設ける予定です。 このため、堺市立児童自立支援施設基本計画は令和3年5月に中止し、堺市内での施設整備は行いませんが、ご理解ください。 また、本市内の児童養護施設において、身体、知的、精神障害などのケアニーズの高い児童が生活している現状を踏まえて、国基準により配置できる職員以外に職員を加配している施設に対して、補助を行っています。 今後も本市の社会的養護体制の状況を踏まえ、既存の児童養護施設等に対する支援を検討していきます。
3	児童自立支援施設整備事業について	児童福祉専門分科会において、4つの審査部会での適切な審査等をお願いしたい。 児童自立支援施設整備事業については、政令指定都市への移行に際し、児童自立支援施設を整備する意向で、土地の買入れや基本計画を策定していた中、令和元年8月に市長より施設整備の中断が表明された後、令和3年5月に基本計画の中止が決定となり、大阪府への事務委託継続で合意したとされている。 法令により設置が義務付けされている中で、非行や家庭環境の問題を抱えている児童に対しては、堺市独自の自立支援施設において、状況に応じて必要な指導や自立支援を行うことが望ましいと考えるが、いかがか。	堺市立児童自立支援施設基本計画の中止については、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考え、より効果的な手法として、大阪府への事務委託継続について、令和3年1月に合意書を締結しました。 また、本年2月議会において、事務委託継続に係る令和3年度予算及び事務委託期間の延長に係る規約の変更の議決いただいたことから、令和3年5月に中止を決定したことを、今審議会に報告させていただいていますので、ご理解ください。 堺市としては、大阪府への事務委託継続後も歴史もノウハウもある府立施設のメリットを最大に活用し、子どもの自立支援に努めていきます。加えて、子ども相談所の体制強化、教育委員会や関係機関との連携を密に行うこと、府立施設への職員派遣などにより、入所している子どもたちと積極的に関わり、支援を充実させていきたいと考えています。

第27回社会福祉審議会（書面開催） ご意見の要旨と本市の考え方

NO	案件名	ご意見の要旨	本市の考え方
3. 児童福祉関係			
4	児童自立支援施設整備事業について	児童自立支援施設用地の活用は、計画されているか。	今後の活用方法等について、現在、庁内で検討中です。
5	児童自立支援施設整備事業について	児童自立支援施設用地は一定の管理を必要とすると思うが、土地の管理費用は年間どれくらい要するのか。	当該施設用地に係る管理費用は想定していませんが、定期的な見回りなどを実施しながら管理していきます。
6	児童自立支援施設整備事業について	<p>私ども児童養護施設の職員にとって、児童自立支援施設を堺市内、もしくは近隣の市町村でつくっていただくことが、堺市が政令指定都市に移行して以降、長年の願いであった。その施設では、堺市独自の一時保護機能等の設備を備え、児童養護施設では不適應な子どもを一時的にクールダウンさせる場として、全国的にもあまり例を見ない施設としてスタートしてほしいと思っていた。</p> <p>現在、児童養護施設では、社会的不適合を起こしているが、児童自立支援施設に措置できないと思われる子どもたちが入所しており、施設内で問題行動を多々起こしている。そういった場合、子どもたちが再度考え直す場として、近隣での施設の建設は不可欠であった。</p> <p>今回は残念ながら、大阪府の修徳学園内での施設建設と聞いているが、できればそこに一時保護機能をつけていただければと思っている。</p>	<p>令和3年1月に締結した大阪府への事務委託継続に係る合意書には、大阪府立修徳学院内に寮舎を増設し、児童自立支援施設の設立目的に沿った堺市児童の定員20名を受入れることを目的としています。については、委員のご意見の一時保護機能的な対応は困難と考えますので、ご理解ください。</p> <p>なお、児童養護施設で不適應となる子どもの一時的なクールダウンや問題行動の振り返りのための一時保護については、本市の一時保護所において対応しています。</p> <p>また、配慮が必要な子どものうち、処遇が困難で児童自立支援施設不適應となる子どもについては、児童心理治療施設や障害児入所施設等へ移すことで、適切に支援するよう取り組んでいます。</p>